

京都市上下水道企業管理規程第31号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項ただし書及び各号を削る。

第19条の3第1号中「及び原動機付自転車」を「，原動機付自転車及び自動車」に改める。

第19条の4第4項中「月額」を「額」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に，「掲げるとおり」を「定める区分に応じ，当該各号に掲げる額」に改め，同項第1号から第3号までを次のように改め，同項を同条第4項とする。

- (1) 併用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，その利用する交通機関等を徒歩により通勤することを通例とする距離内においてのみ利用しているものを除く。）のうち，自転車等を使用する距離が片道1キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2項に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 併用職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が2,000円以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 第2項に掲げる額

(3) 併用職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が2,000円未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 前項に掲げる額

第19条の4第2項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に改め、「応じ、」の右に「支給単位期間につき、」を加え、同項第9号中「以上」の右に「45キロメートル未満」を加え、同項に次の4号を加え、同項を同条第3項とする。

(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 21,800円

(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 22,700円

(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 23,600円

(13) 使用距離が片道60キロメートル以上 24,500円

第19条の4第1項を次のように改め、同項を同条第2項とする。

条例第4条の2第1号の職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）の運賃又は料金（以下「運賃等」という。）の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）

が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

第 19 条の 4 に第 1 項として次の 1 項を加える。

この規程において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。

第 19 条の 5 第 1 項各号列記以外の部分中「又は第 3 号様式」を削る。

第 19 条の 6 第 6 項を削り、同条第 5 項中「一の月」を「月の初日から末日までの期間」に、「その月分の」を「当該月に係る」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「次の月」を「翌月」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「改訂」を「改定」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「月額」を「額」に、「改訂」を「改定」に、「次の月」を「翌月」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の翌月の支給日に支給する。

ただし、支給日までに第 19 条の 5 の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

第 19 条の 6 第 1 項を次のように改める。

この規程において「支給単位期間等」とは、第 19 条の 4 第 1 項に規定する支給単位期間又は次の各号に掲げる通勤手当にあつては、当該各号に

定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第19条の4第2項に掲げる額の通勤手当を支給される場合（次号に掲げる場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が第19条の4第2項及び第3項に掲げる額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同項に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第19条の6第6項の次に次の3項を加える。

- 7 条例第4条の2の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給しない。
- 8 所属長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その職員が条例第4条の2の規定に該当しているかどうかを、その職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

- 9 不当に通勤手当の支給を受けたときは、これを返還させるものとする。

第19条の11を第19条の12とし、第19条の7から第19条の10までを1条ずつ繰り下げ、第19条の6の次に次の1条を加える。

（返納の事由及び額等）

第19条の7 通勤手当（支給単位期間が1箇月であるものを除く。）を支

給される職員について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該職員に、次項に掲げる額を返納させるものとする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第4条の2に規定する職員の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定されるとき。
- (3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるとき。

2 前項に規定する返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（併用職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第19条の4第3項に掲げる額の合計額。以下同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の通勤手当の額の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者が利用するすべての交通機関等）につき、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、それらの事由が生じなかつたとすれば使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、別に定める月（以下「事由発生月」という。）の末日に受けたものとして得ることができる額（以下「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支

給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第19条の6第1項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合
55,000円に事由発生月の翌月から当該各号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び別に定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

3 職員に前項各号に掲げる額を返納させる場合において、当該職員の給与から当該額を差し引くことがある。

第3号様式を削り、第4号様式を第3号様式とし、第2号様式を次のように改める。

通勤実情届(市内/市外)

(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長		届出理由		1 新規 2 異動 3 住所の変更 4 通勤方法の変更 5 運賃等負担額の変更	
給与規程に基づき、通勤の実情を届け出ます。		事実発生日		平成 年 月 日	現在の受給額 円
氏名及び氏名コード	印	所属及び勤務所の所在地	所属	勤務所の所在地	
住民票の住所			最寄りの交通機関の名称及び停留所又は駅名称		
通勤に使用する住所	※要添付書類		住所から最寄りの交通機関の停留所又は駅までの徒歩の距離		Km

通常の通勤実情(どちらかに○印)	1 交通機関(一部自転車等を使用する場合も含む)	身体の障害(障害名及び等級)	※要添付書類
	2 自転車等(km)(自宅-勤務所自転車等のみの場合)		

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	備考
1		住居 から まで	km	分			
2		から まで	km	分			
3		から まで	km	分			
4		から まで	km	分			
5		から まで	km	分			
6		から 勤務所 まで	km	分			

メモ

決裁	課長	課長補佐・係長	係員	所属発送年月日	職員課受理年月日
				年 月 日	

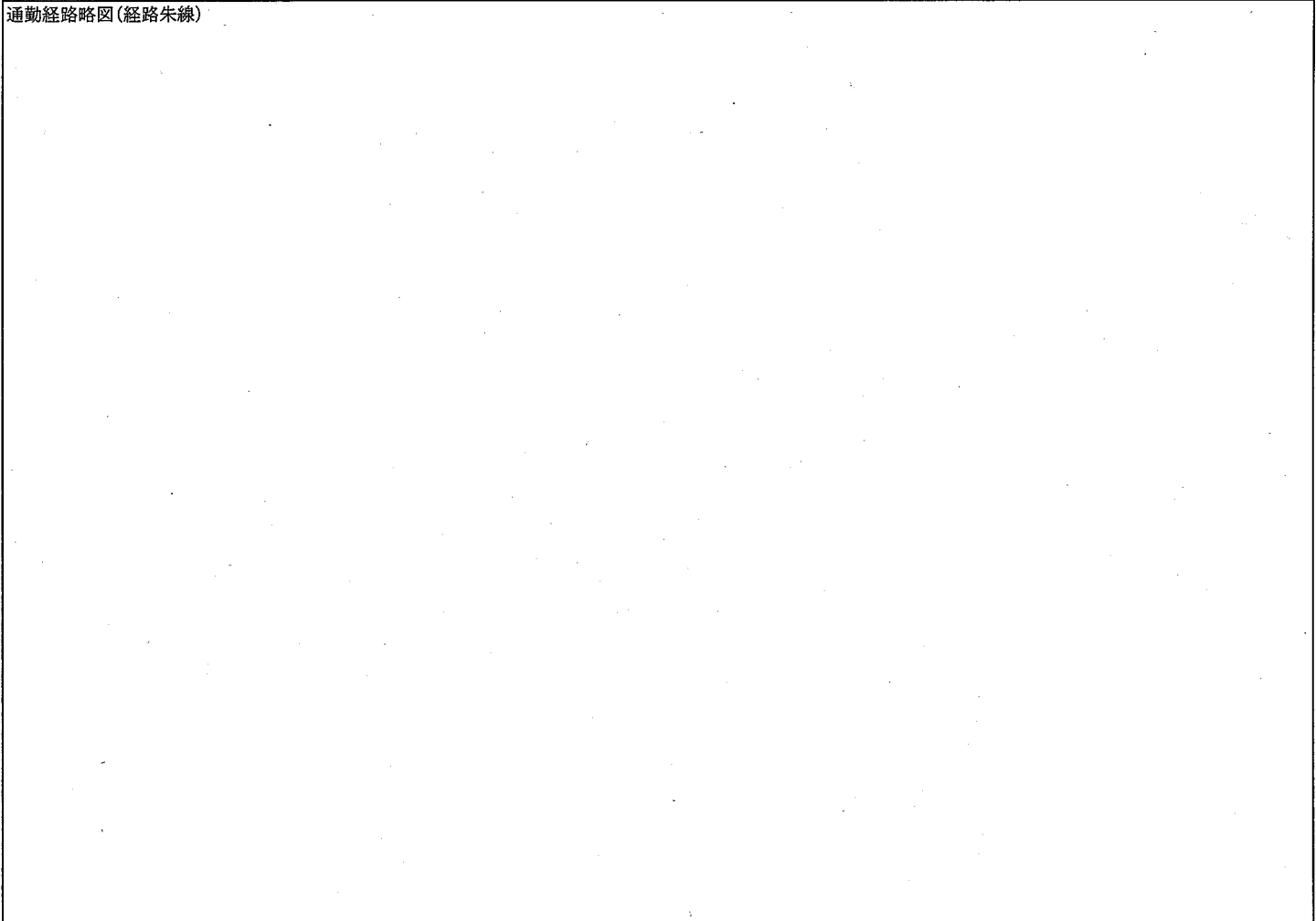
通勤実情届 記入上の注意

- この届出には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法は記入しない。
- 市バスの停留所又は市営地下鉄の駅から1キロメートル未満の地域からの通勤者は「市内」に○印をつける。それ以外の者は「市外」に○印をつける。
- 「通勤に使用する住所」には、通勤に使用する住所が住民票の住所と異なる場合に記入し、所属長の確認書を添付する。
- 「身体の障害」には、身体障害者手帳の交付を受けている職員で、歩行することが著しく困難である場合に障害名及び等級を記入し、状況報告書と身体障害者手帳の写しを添付する。
- 「通勤方法の別」には、徒歩、自転車、〇〇電鉄等の別を記入する。複数のバスが競合している区間について回数券を申請する場合は、複数のバスについて記入する。
- 「乗車券等の種類」には、〇箇月定期券、回数券等の別を記入する。
- 「左の乗車券等の額」には、定期券の額、回数券の額等乗車券等に応じる額を記入する。
- 「備考」には、定期券を持たない理由(複数のバスの競合区間等)などを記入する。
- 「通勤経路略図」(裏面)には、交通機関等を利用する者は最初に利用する交通機関の駅又は停留所までを記入し、自転車等を利用する者は住居から勤務所までを詳細に記入する。
- 往路と復路の通勤経路又は方法が異なる場合は、「メモ」に理由及び経路等を記入する。

氏名及び氏名コード	
-----------	--

(裏面)

通勤経路略図(経路朱線)



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年10月分の通勤手当については、この規程による改正前の京都市上下水道局職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規程第19条の4に規定する運賃等相当額は、別に定める場合を除き、回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額とする。

(上下水道局総務部職員課)